

堺環業第 3 9 1 号
令和 7 年 6 月 6 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺 市 環 境 局
環 境 事 業 部 長

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の改正について（報告）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は廃棄物行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、家庭から排出される資源ごみ等の持ち去り行為を禁止する規定を加えるため、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例について、令和 7 年 7 月 1 日より下記のとおり施行する旨をご報告させていただきます。

記

1. 配付資料

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の改正について

2. お知らせしたい点

①条例改正により、家庭から排出される資源ごみ等の持ち去り行為を禁止する

※対象となる資源ごみ等：缶・びん、プラスチック製容器包装、ペットボトル
小型金属、粗大ごみ・不燃小物類

※禁止される行為は、堺市の収集のために排出された資源ごみ等を持ち去る行為に限られるため、集団回収等地域で回収することや、個々で譲り渡すこと、障害者作業所等に譲り渡すことは対象外

②条例改正を行為者へ周知等するため、令和 7 年 4 月より市内全域で資源持ち去り防止パトロールを職員及び委託業者で開始

③持ち去り行為を見かけた場合、直接注意することは避け、市へ情報提供をいただきたい

以上

【問合せ先】堺市環境局 環境事業部 環境業務課
(担当：森下・尾崎)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL：(072) 228-7429 (直通)

FAX：(072) 228-7063

e-mail：kangyo@city.sakai.lg.jp

■概要

持ち去り行為は、市民の皆様の協力のもと進めているごみの減量や分別意識の低下を招き、適正処理・リサイクルの推進に大きな影響を及ぼします。

また、騒音やごみの散乱、不法投棄、敷地への無断侵入などの原因になることから、お住まいの方々への迷惑行為となっています。

こうしたことから、「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」を改正（第16条の2を追加）し、令和7年7月1日から、資源ごみ等の持ち去り行為を禁止することになりました。

（収集又は運搬の禁止等）

第16条の2 本市(本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)以外の者は、一般廃棄物処理計画で定められた場所に排出された家庭廃棄物(缶、びんその他の規則で定めるものに限る。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して同項の家庭廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

■持ち去り行為禁止対象品目

・缶、びん ・プラスチック製容器包装 ・ペットボトル ・小型金属 ・粗大ごみ、不燃小物類

■資源ごみの市以外への譲り渡しについて

条例では、古紙や古布、市の分別品目である資源（缶などの金属類やびん）を自らの意思で第三者へ譲り渡す行為（※）は禁止されません。

（※個々で譲り渡すことや、集団回収等地域で回収すること、障害者作業所等に譲り渡すこと）

ただし、次の点に注意をお願いします。

- ・譲渡しは、第三者にも分かるように、市の収集日や時間とは異なる時にしてください。市の収集日時と同じ時に譲り渡す場合は、市以外の者へ渡す意思を貼り紙で掲示するなどしてください。
- ・譲渡しは、ごみを排出する方の意思によるものです。マンションなどの集合住宅の場合、管理人の意思だけでなく入居者ともよく話し合い、譲渡しにおけるルールを決めてください。

■持ち去り行為禁止の取り組み

①持ち去られないようにするには

条例の施行にともない市では巡回パトロール等の対応を行いますが、持ち去り行為にあわないために、次の対策へのご協力をよろしくお願いします。

- ・ できるだけ、資源ごみ等の収集時間帯に合わせて排出する。
- ・ マンションなど集合住宅敷地内に許可なく立ち入りしないよう周知するポスターなどをごみ置き場に設置する（それでも立ち入りが続く場合は警察に相談する）。
- ・ 「資源ごみ等持ち去り禁止チラシ」を貼付して排出する。（市ホームページに掲載しています）

この資源ごみ等は、堺市に収集してもらうために出したものです。絶対に持ち去らないで！



資源ごみ等持ち去り禁止チラシ

②巡回パトロールの実施

市内全域を対象に、職員及び民間警備会社による巡回パトロールを実施します。

巡回パトロールを行う車両には、「資源持ち去り防止等パトロール実施中」の表示をします。（確認が必要な場合など、表示をしない場合もあります。）

なお、巡回パトロール時に持ち去り行為に合いそうになった資源ごみ等をパトロール巡回員が回収することがあります。（回収後は、市のリサイクルルートにてリサイクルを行います。）

■持ち去り行為を見かけたら

持ち去り行為を見かけた場合、車両を制止したり、行為者と接したりすると、事故やトラブルに発展する可能性があります。見かけた場合は、わかる範囲で結構ですので市へ情報提供（※）をお願いします。

（※日時、場所、資源ごみ等の種類、車両（自転車・バイク等）や行為者の特徴など）

お寄せいただきました情報は、今後のパトロールや指導を効果的に行うために活用させていただきます。

○情報提供先（次のどちらかにお願いします）

- ・ 堺市家庭ごみ受付センター ☎ 0120-00-8400（携帯・IP電話からは☎ 06-6485-5048）
- ・ 堺市電子申請システム（メンテナンスを除き24時間利用できます）

■生活困窮のため致し方なく持ち去り行為をしている方へ

市では、生活困窮者自立相談支援事業として、生活困窮状態にある方の自立を支えるための相談窓口となる“堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」”を開設しています。

この事業は、生活困窮状態にある方に対し、できるだけ早期に困窮状態からの脱却を図るため、ご本人の状態にあった支援計画の作成を行い、関係機関と連携しながら生活相談や就労支援等を行うものです。

生活に関する心配ごとや困りごとを抱えておられる方は、ご相談ください。

参考資料2

生活や仕事のことを
話してみませんか

相談
無料

秘密
厳守

堺市 生活・仕事応援センター 「すてっぷ・堺」

まずはご相談ください。
あなたに寄り添いながら
一緒に考える相談員がいます。



こんなことで
困っていませんか？

- ◇失業をして家賃が払えない。
- ◇仕事探しがうまくいかない。
- ◇借金があり、やり繰りがうまくいかない。
- ◇収入が不安定で、経済的に不安がある。
- ◇社会参加したい。きっかけがほしい。

問題解決に向けて
一緒に取り組みます。



生活相談や就職に向けた支援をはじめ、家賃の給付金制度、貸付の提案など様々な生活課題の解決に向けて、継続的なサポートをします。

Check

平日
9:00-17:30 (土日、祝休日、年末年始除く)
☎072-225-5659

具体的な支援内容は裏面または
ホームページをご覧ください。

🔍 すてっぷ・堺

令和7年7月から

資源ごみ等の 持ち去りは 禁止 です



持ち去り行為 禁止対象物

缶・びん
ペットボトル
プラスチック製容器包装
小型金属
粗大ごみ(不燃小物類含む)
(※市が回収するものに限りです)

情報提供 をお願いします

持ち去り行為を発見した
場合は直接声をかけずに
情報提供をお願いします

※提供方法等、詳しくは
裏面をご参照ください

情報提供方法

提供いただきたい情報を、以下の①もしくは②の情報提供先へご連絡ください。
次回の収集日等、パトロールする際の参考とさせていただきます。

提供いただきたい情報

- ・持ち去り行為に関する情報（日時・場所・持ち去られたもの等）
- ・持ち去り行為者の情報（服装・年齢・交通手段等）
- ・提供者の情報（氏名・電話番号） ※匿名でもOK

※家庭ごみ受付センターでは、情報提供のみ受付可能です。
制度に関することやご質問は、環境業務課までご連絡ください。

情報提供先

① インターネットで提供する

堺市電子申請システムよりご連絡ください。
市HPにて「堺市電子申請システム」で検索するか、
右の二次元コードからご連絡ください。



※事前登録は不要

② 電話で提供する

堺市家庭ごみ受付センターへご連絡ください。

《受付時間》 月～金曜日：午前9時～午後5時
土 曜 日：午前9時～午後1時

※祝祭日も受付、日曜日・年末年始は休み



固定電話から

0120-00-8400



携帯・IP電話から

06-6485-5048

制度に関することは堺市環境業務課（072-228-7429）まで

生活困窮状態にある方の総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」
を開設しています。生活に関する心配ごとや困りごとを抱えておられる方はご相談ください
場所：堺市総合福祉会館 4F（堺区南瓦町 2-1） 電話：072-225-5659

